

広域行政圏の設置状況

圈域名	設置年度	圈域人口(人)	圈域面積(km ²)	広域行政機構名	組形	織態	構成市町村	計画の名称(計画期間)	圈域の将来像、基本目標等	処理事務内容	主な地域指定等の状況(実施期間)
青森地域広域市町村圏	昭和45	325,458	1,477.91	青森地域広域事務組合	複合的一部事務組合		青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村 (1市3町1村)				
津軽地域広域市町村圏	44	305,342	1,598.23	津軽広域連合	広域連合		弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、板柳町、西目屋村、田舎館村 (3市3町2村)	津軽広域連合広域計画(H27～31)	広域連合と関係市町村がこれまで以上に連携し、圏域が持つ豊かな自然や歴史的、文化的資源を生かし、魅力あふれるまちづくりの実現と福祉の向上を目指す。	介護認定審査会、介護給付費等支給審査会	ふるさと市町村圏(H9～)
八戸地域広域市町村圏	44	335,415	1,346.84	八戸地域広域市町村圏事務組合	複合的一部事務組合		八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村 (1市6町1村)	第3次八戸地域ふるさと市町村圏計画(H20～29)	- 人・産業・環境が調和した北東北の中核都市圏 1. 健やかで安心して暮らせる心のふるさとづくり 2. いきいきと働く活気ある産業づくり 3. 心豊かな創造性に富む人づくり 4. 環境にやさしく快適な社会基盤づくり 5. 施策を推進するための仕組みづくり	広域市町村圏計画策定、消防、介護認定審査会、ごみし尿処理等	ふるさと市町村圏(H2～)
津軽西北五地域広域市町村圏	47	143,817	1,752.45	つがる西北五広域連合	広域連合		五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町 (2市4町)	津軽西北五地域ふるさと市町村圏計画(H13～22)	- 心豊かに暮らし、新たな価値（夢）をみんなで創りだす 西北五つがる地域 -『ハートフルネット・つがる西北五』 1. 魅力あるふくよかな郷土空間づくり 2. 心かよいあう連携社会の実現 3. 創造力ある内発的な地域産業おこし 4. 躍動的な連携ネットワーク型広域行政の推進	広域市町村圏計画策定、ふるさと市町村圏計画策定、介護認定審査会、介護給付費等支給審査会等	ふるさと市町村圏(H11～)
上十三地域広域市町村圏	46	183,764	2,053.88				十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村 (2市5町1村)	第5次上十三地域広域市町村圏計画(H20～29)	1. 参加と協働の担い手づくりと広域連携の推進 2. 食料供給基地としての機能発揮 3. 先導的産業の展開と雇用力の強化 4. むらしの安定を支える希望のコミュニティづくり 5. 地域基盤整備とその推進体制の確立		
下北地域広域市町村圏	46	79,543	1,416.12	下北地域広域行政事務組合	複合的一部事務組合		むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村 (1市1町3村)	第5次下北地域広域市町村圏計画(H20～29)	- 豊かな自然と個性あふれる調和と活力の下北圏域 - 1. 快適で明るく住みよい地域づくり 2. 自然と個性を生かした特色ある地域づくり 3. 健やかで生きがいにあふれる地域づくり 4. 人と文化を育む地域づくり 5. 住民参加による一体感とゆとりのある地域づくり	広域市町村圏計画策定、複合文化施設、消防、知的障害児施設、ごみ処理施設、し尿処理施設等	

※圈域人口：平成22年国勢調査、地方自治法第7条の規定による境界変更に係る青森県告示
(平成20年3月31日 青森県告示第263号) 圈域面積：国土地理院調査(平成26年10月1日)

■地方自治法上の広域行政制度一覧表

分類	設立目的	特徴等	設置手續
特別地方公共団体	一部事務組合 (第284条) 複数の地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける。	<ul style="list-style-type: none"> 古くからある最も汎用的な共同処理方式 法人格を有するため、規約で定められた事務を共同処理するために必要な範囲において権利義務の主体となり得る。 	①構成団体の協議（構成団体の議会の議決を経る。） ②許可の申請 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が加入する場合は総務大臣、都道府県が加入しない場合は知事 市町村のみで構成する場合であっても、構成団体が複数都道府県にわたるものは総務大臣
	広域連合 (第284条) 複数の地方公共団体が、地域の具体的な政策や行政需要に対応するとともに、国等からの事務の配分の受入体制を整備するために設ける。	<ul style="list-style-type: none"> 国等から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。 国等に対し権限や事務の移譲を要請できる 構成団体に規約の変更を要請できる。 広域計画の実施上支障がある場合には、構成団体に対し改善策等の勧告ができる。 処理事務の広域計画を策定、公表しなければならない。 議員及び長の選出方法は、直接選挙又は間接選挙による。 住民に直接請求権がある（条例制定改廃、議会の解散等）。 	
	連携協約 (第252条の2) 複数の地方公共団体が連携して、圏域全体のまちづくりの方向性や政策のあり方等を定めるために設ける。	<ul style="list-style-type: none"> 協約に連携する事務のほか、圏域全体の方向性を盛り込み得る。 具体的な連携の手法の基本方針を協約で定め、多様な連携の手法を円滑に実施することが可能 連携の手法として、事務の代執行、条例の制定、民法上の請負契約など、多様な手法を柔軟に活用することが可能 別法人を設立しない簡素で効率的な相互協力の仕組み 	①団体間の協議（構成団体の議会の議決を経る。） ②届出 届出先は一部事務組合の許可権者に準ずる。
	協議会 (第252条の2の2) 地方公共団体の区域を超えて行政の執行等を合理化するため、複数の団体が共同で設置する。	<ul style="list-style-type: none"> 法人格を有しないため、協議会固有の財産又は職員を有しない。 上記により権利義務の主体とはなれない。 協議会は、①管理執行協議会、②連絡調整協議会、③計画作成協議会の3つに分類される。 	①団体間の協議（構成団体の議会の議決を経る。連絡調整協議会の場合を除く。） ②届出 届出先は一部事務組合の許可権者に準ずる。
	機関等の共同設置 (第252条の7) 執行機関の簡素化を図るために、複数の団体が委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を共同で設置する。	<ul style="list-style-type: none"> 共同設置された機関等は、各構成団体の共通の機関等としての性格を有し、管理・執行の効果は、それぞれの団体に帰属する。 管理執行に関する条例等は、各市町村のものが適用される。 	協議会の設置に準ずる。
事務の委託 (第252条の14) 地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねるための制度	地方公共団体の事務の一部を当該地方公共団体の名において、他の地方公共団体に管理、執行させるための制度	<ul style="list-style-type: none"> 事務の委託の成立により、委託団体は、その範囲内において当該事務を執行管理する権限を失う。 受託団体が処理した効果は、委託団体に帰属する。 当該事務についての法令上の責任は、受託団体が負う。 	協議会の設置に準ずる。
事務の代替執行 (第252条の16の2) 地方公共団体の事務の一部を当該地方公共団体の名において、他の地方公共団体に管理、執行させるための制度	地方公共団体の事務の一部を当該地方公共団体の名において、他の地方公共団体に管理、執行させるための制度	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の間において行う場合のほか、都道府県が事務の一部を当該市町村に代わって行うことができる。 他の地方公共団体の名において、管理・執行した事務の効果は、当該他の地方公共団体に帰属する。 当該事務についての法令上の責任は、当該他の地方公共団体に維持される。 	協議会の設置に準ずる。